

平成 24 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名	エルピーダメモリ株式会社
代表者名	代表取締役社長 坂本 幸雄 (コード番号 6665 東証第 1 部)
問い合わせ先	取締役兼執行役員 安達 隆郎 (TEL 03-3281-1500 (代))

臨時株主総会開催中止及び基準日取消しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社更生手続開始の申立てに伴い、平成 24 年 3 月 28 日開催予定の臨時株主総会の開催の中止、及び当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために定めた基準日の取消しを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. これまでの経緯の概要

当社は、平成 24 年 2 月 2 日付「臨時株主総会開催のための基準日設定のお知らせ」において開示いたしましたとおり、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金の額に振り替えることにつき、議案を付議する予定の下、平成 24 年 3 月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 24 年 2 月 17 日を基準日と決めました。

その後、当社は、平成 24 年 2 月 23 日付「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、以下の（１）から（３）までの内容で臨時株主総会を開催する旨を決定しました。

（１）日 時 平成24 年3 月28 日（水曜日）午前10 時

（２）場 所 東京都港区海岸一丁目11番1 号

ニューピア竹芝ノースタワー 1 階 ニューピアホール

（３）臨時株主総会付議議案

第 1 号議案 資本金の額の減少の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

※ 第 1 号議案の詳細につきましては、平成 24 年 2 月 23 日付で開示いたしました「資本金の額の減少に関するお知らせ」、第 2 号議案の詳細につきましては、同日付で開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」を、それぞれご参照ください。

2. 本日の会社更生手続開始の申立て

当社は、本日開催の取締役会において、本日付「会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行いました。

当該会社更生手続開始の申立てに伴い、上記1. の臨時株主総会の開催の中止及び当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために定めた基準日の取消しを決議した次第です。

株主の皆様にご迷惑をお掛けしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上